

議長

(平沼)

次ニ

公式令中改正ノ件

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ハ之ヲ省

略シテ直ニ審査委員長ノ報告ヲ求ム

報告員

(清水)

今回御諮詢ノ公式令中改正ノ件

ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ本月二十五

日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯明

ヲ聽キ以テ之が審査ヲ遂ゲタリ

公式令ノ現行規定ニ依レバ内閣總理大臣ヲ

任ズル官記又ハ之ヲ免ズル辭令書ニハ他ノ

國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ任ズル官記

又ハ之ヲ免ズル辭令書ニハ内大臣、夫々年月

日ヲ記入シテ之ニ副署シ又ハ之ヲ奉ズル旨

定メラレタルが今般皇室令第四十一號ヲ以

テ内大臣府官制廢止セラレ内大臣ハ廢官ト

爲リタルニ由リ本件ヲ以テ公式令ノ右規定

ニ改正ヲ加ヘ内閣總理大臣ヲ任ズル官記ニ

副署シ若ハ之ヲ免ズル辭令書ヲ奉ズル者ノ

中ヨリ内大臣ヲ削除シ又宮内大臣ヲ任ズル

官記ニ副署シ若ハ之ヲ免ズル辭令書ヲ奉ズ

ル者ヲ侍從長ニ改ムルコトト爲サントス  
按ズルニ本件ハ官制ノ廢止ニ伴ヒ公式令ノ  
規定ニ必要ナル改正ヲ施サントスルモノニ  
シテ別ニ支障ノ廉ナキモノト認ム仍テ審査  
委員會ニ於テハ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セラ  
レ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ  
右審査ノ結果ヲ報告ス

議長 (平沼) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ  
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ  
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長 (平沼) 全會一致可決セラレタリ

議長 (平沼) 次ニ

○

各省官制通則中改正ノ件

第一復員省官制

第二復員省官制

第一復員官及第二復員官ノ任用等ニ關ス

ル件

以上四件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ  
開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ  
報告ヲ求ム

報告員(通) 今回御諮詢ノ各省官制通則中改正  
ノ件、第一復員省官制、第二復員省官制竝ニ第  
一復員官及第二復員官ノ任用等ニ關スル件  
ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ本月二十六  
日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯明  
ヲ聽キ以テ之ガ審査ヲ遂ゲタリ  
當局大臣ノ説明ニ依レバ今次ノ終戰ニ伴ヒ

陸海軍ハ之ヲ解體スルノ要アルニ至リ既ニ  
著々之ニ必要ナル處置ヲ講ジ來リタルが今  
回政府ニ於テハ陸海軍軍政ノ中心機構タル  
陸海軍省ヲ廢止シ之ガ所掌事項ヲ繼承シ復  
員關係業務ヲ掌ル爲臨時ニ省ヲ設置スルノ  
議ヲ定メタリ而シテ陸海軍ノ復員ハ今後ニ  
尙尠大ナル業務ヲ控ヘ之ヲ一省限りニ於テ  
處理スルコト事實上困難ナルノミナラズ陸  
海軍ノ間ニ諸制度慣習等相異ルモノ多ク急  
劇ナル統合ハ却テ能率ヲ害スル虞ナキニシ

モ非ザルニ由リ此ノ際ハ寧ロ實際ニ於ケル  
復員業務ノ圓滑迅速ナル實施ニ遺憾ナカラ  
シムルコトヲ主眼トシ從來ノ陸海軍省ノ所  
掌事項ヲ夫々繼承スル第一、第二復員省ヲ設  
置スルコトトシ將來復員業務ノ進捗ニ伴ヒ  
之ヲ解體シテ内閣部内ニ必要ナル部局ヲ設  
ケ之ニ吸収スベキ方針ヲ以テ茲ニ其ノ官制  
及之ニ關聯スル勅令案二件ヲ立案シ本院ノ  
詢議ニ付セラレシコトヲ奏請シタルモノナ  
リ今其ノ各件ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ

第一 各省官制通則中改正ノ件

今回陸軍省及海軍省ヲ廢止スルニ付各省

官制通則第一條ニ列記シテ同則ノ適用ヲ

受クルモノトセル各省中ヨリ陸軍及海軍

ノ兩省ヲ削リ之ニ伴ヒ右二省ニ關スル同

令中ノ特殊ノ規定ヲ削除ス

第二 第一復員省官制

第三 第二復員省官制

標示ノ二官制ハ第一復員省及第二復員省

ノ組織權限ヲ定ムルモノナルガ其ノ形式

内容概不同一ナルヲ以テ便宜之ヲ一括シ  
テ説明スルコト次ノ如シ

(一)臨時ニ第一復員省及第二復員省ヲ置キ  
本令ニ定ムルモノノ外各省官制通則ヲ  
適用スルモノトス

(二)第一復員大臣ハ陸軍大臣、第二復員大臣  
ハ海軍大臣ノ各所掌シタル事項ニシテ  
復員及之ニ關聯スル事項ニ關スルモノ  
ヲ掌ルモノトス

(三)大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ

外史實調査、終戰連絡及醫務ニ關スル事  
務並ニ第一復員大臣官房ニ在リテハ在  
外陸軍部隊ノ實情調査及翻譯ニ關スル  
事務等ヲ、第二復員大臣官房ニ在リテハ  
需品、燃料、衣糧、海軍ニ於ケル廢止諸部ノ  
殘務整理及通信ニ關スル事務ヲ掌リ之  
が事務ヲ分掌スル爲大臣官房ニ部及課  
ヲ置クコトヲ得ルモノトス

(四)第一復員省ニ總務、業務、經理及法務ノ四  
局ヲ、第二復員省ニ總務、人事、經理及法務

ノ四局ヲ置キ總務局ニ於テハ所管行政  
ノ綜合調整及部外交渉一般ニ關スル事  
務ヲ掌ル外第一復員省ノ同局ハ軍需工  
業及軍需品ノ整理ニ關スル事務ヲ第二  
復員省ノ同局ハ特別輸送艦船ノ運航及  
掃海ニ關スル事務等ヲ併セ掌リ、經理局  
ニ於テハ豫算、決算、資金、契約及給與、會計  
ノ監査及國有財産ニ關スル事務ヲ掌ル  
ノ外第一復員省ノ同局ハ衣糧、需品及營  
繕ニ關スル事務ヲ併セ掌リ、法務局ニ於

テハ司法及刑務竝ニ規律ノ維持ニ關ス  
ル事務ヲ掌リ、第一復員省ノ業務局ニ於  
テハ人事、復員實施一般及運輸通信ニ關  
スル事務ヲ、第二復員省ノ人事局ニ於テ  
ハ人事ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ局  
中局務ヲ分掌スル爲部及課ヲ置クコト  
ヲ得ルモノトス  
(五)各局長ハ勅任ノ、各部長ハ勅任又ハ奏任  
ノ、秘書官ハ奏任ノ別案勅令ニ依リ設置  
セラルベキ第一復員官又ハ第二復員官

ノ中ヨリ之ヲ補スモノトシ其ノ他書記  
官及屬ノ定員ヲ定ム

(六)陸軍省官制及之ニ附隨ノニ勅令(昭和九年勅令九

年第九勅令第十二號及第九十號六)並ニ海軍省官制

ハ之ヲ廢止スルモノトス

第四 第一復員官及第二復員官ノ任用等ニ

關スル件

別案ノ第一復員及第二復員部内職員令ニ

依レバ第一復員部内ニ第一復員官(勅任又任)

第一復員官補(判任)等ノ職員ヲ、第二復員部内

ニ第二復員官(勅任又任)第二復員官補(判任)等ノ

職員ヲ置キ復員及之ニ關聯スル事項ニ關

スル事務ニ當ラシムルコトトシタルが本

件ハ(一)右ノ第一復員官及第一復員官補ハ

陸軍教授、陸軍助教等陸軍部内ノ特定ノ文

官中ヨリ第二復員官及第二復員官補ハ海

軍教授、海軍助教等海軍部内ノ特定ノ文官

中ヨリ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノ

トシ(二)陸海軍武官内地ノ陸海軍武官ノ職

ニ充用セラレ又ハ之ヲ免除セラレタルト

キハ別ニ辭令ヲ用フルコトナク其ノ官階ニ從ヒ前述相當ノ諸官ニ任ゼラレ又ハ之ヲ免ゼラレタルモノトシ(三)第一復員及第二復員部内ノ文官ニ對シテハ陸海軍文官ニ關スル規定ヲ適用スベキ旨ヲ定ム按ズルニ本案ノ各件ハ今次ノ終戰ニ伴フ陸海軍解體ノ結果生ジタル復員關係業務ヲ圓滑迅速ニ處理スル爲從來ノ陸海軍省ニ替リ臨時ニ第一及第二ノ兩復員省ヲ設置シ之が所屬職員ニ關シ任用ノ特則ヲ設ケントスル

モノニシテ其ノ趣旨ニ於テ固ヨリ不可ナク其ノ條項ニ於テモ亦別ニ支障ノ虞ヲ認メズ仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ諸件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ右審査ノ結果ヲ報告ス議長(平)別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省略シテ直ニ採決スベシ本案贊成ノ各位ノ起立ヲ請フ(全員起立)



議長

(平沼)

全會一致可決セラレタリ

○

(宮内大臣及宮内省委員出席ス)

議長

(平沼)

次ニ

皇族身位令中改正ノ件

皇室儀制令中改正ノ件

皇族就學令中改正ノ件

皇族遺言令中改正ノ件

皇室裁判令中改正ノ件

以上五件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲

サシム

報告員

(石黒)

謹デ今回御諮詢ノ皇族身位令中

改正ノ件、皇室儀制令中改正ノ件、皇族就學令

中改正ノ件、皇族遺言令中改正ノ件及皇室裁

判令中改正ノ件ヲ審査シタルニ今次終戦ニ

依リ陸海軍復員スルコトト爲リタル爲右皇

室令ノ規定中ニ所要ノ改正ヲ加ヘントスル

モノニシテ其ノ要旨左ノ如シ

第一 皇族身位令中改正ノ件

(一) 現行規定ニ依レバ皇太子皇太孫ハ滿十年ニ達シタル後陸軍及海軍ノ武官ニ任ジ親王王ハ滿十八年ニ達シタル後特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外陸軍又ハ海軍ノ武官ニ任ズルモノト定メラレタルガ右規定ハ不要ト爲リタルニ由リ之ヲ削除スルコトトシ(二) 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキ行フ所定ノ武官任官ノ規定ヲ削リ(三) 皇族生死不明ナル爲其ノ財産管理上必要ナル處分ヲ爲ス場合中ヨリ戦時ヲ削除ス

第二 皇室儀制令中改正ノ件

附式中軍旗親授ノ儀ヲ削ル

第三 皇族就學令中改正ノ件

皇族ハ皇族就學令ノ規定ニ基キ就學セシ

ムルヲ以テ本則ト爲シ但ガ陸海軍ノ學校

ニ入學スル者ニ付テハ本令ヲ通用セザル

モノト定メラレタルガ此ノ例外ノ場合ヲ

削除ス

第四 皇族遺言令中改正ノ件

本令ノ規定中皇族從軍中及軍艦等ニ搭乘

中爲ス遺言ノ手續ヲ削除シ其ノ他措辭ノ  
整理ヲ爲ス

第五 皇室裁判令中改正ノ件

皇室裁判令中軍法會議ノ裁判權ニ關スル  
部分ヲ削除ス

按ズルニ本案ノ五件ハ陸海軍ノ復員ニ伴ヒ  
皇室令ノ規定中ニ必要ノ改正ヲ加ヘントス  
ルモノニシテ別ニ支障ノ廉ナキモノト認ム  
ルニ由リ孰レモ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ル  
ベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長

(平沼)

別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ  
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長

(平沼)

全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午後二時五十分閉會)

議長男爵

書記官長石黒武重

書記官

諸橋襄

高辻正巳

枢密院會議筆記

昭和二十年十二月五日

- 裁判所構成法戰時特例廢止法律
- 宗廟國議會へ提出ノ件
- 判事及檢事ノ退職並ニ判事ノ特出ノ件
- 所ニ關スル法務省宗廟國議會へ提出ノ件
- 侯爵等ノ返上ノ請願ニ關スル件

国立公文書館  
利用上の注意

枢密院會議筆記及び同委員會議  
は、非公開の席上における発言を  
記録したものであります。したが  
って当該発言者の共同著作物と解  
されますので、引用等発表に際し  
著作権法上の問題の生ずることの  
ないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-11

(柜) D948-2

樞密院會議筆記

一 裁判所構成法戰時特例廢止法律

一 衆帝國議會へ提出ノ件  
判事及檢事ノ退職並ニ判事ノ轉

出ノ件  
所ニ關スル法律案帝國議會へ提

一 位勳章等ノ返上ノ請願ニ關スル  
件

議 昭和二十年十二月五日(水曜日)午前十時十分開

聖上臨御

出席員

清水副議長

大臣

幣原内閣總理大臣 四番

岩田司法大臣 五番

顧問官

南 顧問官 十六番

奈良 顧問官 十七番

松井 顧問官 十八番

竹越 顧問官 廿五番

三土 顧問官 廿六番

泉二 顧問官 廿九番

野村 顧問官 卅一番

百武 顧問官 卅二番

櫻内 顧問官 卅三番

芳澤 顧問官 卅四番

井坂 顧問官 卅五番

河原 顧問官 卅六番

關席員

平沼 議長

親王

雍仁 親王 一番

宣仁 親王 二番

崇仁 親王 三番

大臣

松村 農林大臣 六番



前田文部大臣 七番

吉田外務大臣 八番

堀切内務大臣 九番

芦田厚生大臣 十番

澁澤大藏大臣 十一番

田中運輸大臣 十二番

小笠原商工大臣 十三番

顧問官

窪田顧問官 十五番

菅原顧問官 十九番

潮 顧問官 二十番

林 顧問官 廿一番

眞野顧問官 廿二番

大島顧問官 廿三番

小幡顧問官 廿四番

伊澤顧問官 廿七番

池田顧問官 廿八番

委員

猶橋法制局長官

各件ニ付

坂野司法次官

奥野司法省民事局長

以上裁判所構成法臨時特例廢止法律衆議院  
國議會へ提出ノ件外一併ニ付

報告員

南 審査委員

書記官長

石黒書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(清永副議長代理)

之ヨリ會議ヲ開ク

裁判所構成法戰時特例廢止法律案帝國議會へ提出ノ件

判事及檢事ノ退職並ニ判事ノ轉所ニ關ス

ル法律案帝國議會へ提出ノ件

右二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ開

キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報

告ヲ求ム

報告員 (南) 今回御諮詢ノ裁判所構成法戰時特

例廢止法律案帝國議會へ提出ノ件並ニ判事